

意見に対する県警察の考え方

番号	意見の要旨	三重県警察の考え方
1	<p>生活環境の保全に関する規制も行うべきだ。</p> <p>道路や水路の法面に車を置く行為、車を高く積み上げる行為等をする事業者を業務停止にするなどの規制をすべきだ。</p>	<p>御意見を踏まえ、解体場所や保管場所の周辺地域の良好な生活環境を確保するための規定を盛り込みました。</p> <p>違反時に公安委員会又は知事による是正指示ができます。</p> <p>業務停止命令は見送りました。</p>
2	<p>自転車を輸出する業者で、自動車を解体して部品を輸出しているところがあると聞くが、規制の対象とすべきだ。</p>	<p>そのような業者は販売目的で自動車を解体しているので、届出義務があります。</p>
3	<p>自動車を保管することだけを業としている者は規制の対象とならず、報告徴収や立入検査もできないのか。</p>	<p>届出事業者が他社の土地や建物で自動車の保管や部品の取り外しを行う場合は、当該場所の届出が必要となり、立入検査等の対象となります。</p>
4	<p>ヤードという言葉の明記してほしい。</p>	<p>条例で規制される解体場所や保管場所には、一般的に「ヤード」と呼称される施設以外の施設も含まれるので、条例案中で「ヤード」と呼称される施設を定義してはいません。</p>
5	<p>標識の掲示は全ての保管場所・解体場所で行わせるべきである。</p>	<p>そのように規定しています。</p>
6	<p>業務停止命令を受けた事業所で他社が同様の業務を続けることは禁止できないか。</p>	<p>他社が同じ場所で届出をした上で当該業務を始めることはできますが、偽装であり実質的に同じ会社と認められる場合は、業務ができません。</p>
7	<p>土地貸付者等の責務は「～よう努めなければならない」ではなく、「～しなければならない」とし、罰則も設けるべきだ。</p>	<p>違反時の勧告・公表の規定があるので、実効性は確保されると考えます。</p>